

資料 1

北海道入札監視委員会条例

北海道入札監視委員会条例の概要

総務部行政改革局行政改革課

項目	内容	備考
1 条例の趣旨	公共調達に係る入札及び契約の適正化を図るための知事の附属機関として、北海道入札監視委員会を設置する。	
2 条例の内容	<p>(1) 設置 知事の附属機関として入札監視委員会を置く。</p> <p>(2) 所掌事項 ア 委員会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。 (ア) 公共工事等に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関すること。 (イ) 公共工事等に係る入札及び契約の過程についての苦情に関すること。 (ウ) 公共調達に係る談合の情報に関すること。 (エ) 公共調達に係る入札及び契約の制度の適正化に関すること。 イ 委員会は、公共調達に係る入札及び契約の適正化に関し、知事に意見を述べることができる。</p> <p>(3) 組織 委員 6 人以内で組織し、委員は、学識経験者等から知事が任命する。委員の任期は、2 年とする。</p> <p>(4) 委員長 委員長は、委員が互選する。</p> <p>(5) その他委員会の運営に必要な事項 ア 会議の定足数、議決など イ 委員の除斥 ウ 委員の秘密保持義務 エ 委員長への委任</p>	第1条 第2条 第3条 第4条 第5条～ 第8条
3 施行期日	平成28年4月1日 ※ 最初に任命される委員の任期は、平成29年3月31日まで	

北海道入札監視委員会条例

(設置)

第1条 道が発注する建設工事及び建設工事に係る設計等の委託業務（次条第1項において「公共工事等」という。）並びに物品等の調達（同条においてこれらを「公共調達」という。）に係る入札及び契約の適正化を図るため、知事の附属機関として、北海道入札監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 公共工事等に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に
関すること。
- (2) 公共工事等に係る入札及び契約の過程についての苦情に関すること。
- (3) 公共調達に係る談合の情報に関すること。
- (4) 公共調達に係る入札及び契約の制度の適正化に関すること。

2 委員会は、公共調達に係る入札及び契約の適正化に関し、知事に意見を述べ
ることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、知事が適當と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員
の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を

代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の除斥)

第6条 委員は、第2条第1項第1号から第3号までに掲げる事項であつて自己、配偶者又は3親等以内の親族が利害関係を有する入札及び契約に係るものに関する調査審議に加わることができない。

(秘密保持義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に任命される委員会の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。